

「神戸教育旅行 まち歩きパンフレット制作業務」にかかる仕様書

1. 事業名

「神戸教育旅行 まち歩きパンフレット制作業務」

2. 事業目的

神戸市には、阪神・淡路大震災の経験・教訓を伝える震災学習はじめ、SDGs、キャリア教育、探究学習をテーマにした「KOBE SDGs探究プログラム」など、教育旅行で神戸を訪れる学生にとって貴重な体験が可能な多くのコンテンツが存在している。また、異国情緒あふれる北野や南京町、港町神戸ならではの雰囲気を感じられるメリケンパークなど、神戸の歴史や文化を楽しみながらまち歩き可能なエリアも豊富である。

一方で、「まち歩き」をサポートするパンフレットの用意がなく受入環境に課題があることから、震災学習をテーマとしたまち歩きパンフレットを新たに制作し、教育旅行先としての神戸の魅力をさらに高めることで、学生の満足度向上、教育旅行の誘致につなげる。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 実施内容

本事業は、下記の内容をもとにまち歩きパンフレットの制作を行うものとする。

なお、掲載内容は一例であり、当局との協議のうえ決定するものとする。

(1) 掲載内容

①阪神・淡路大震災に関する内容

- (例) ・阪神・淡路大震災の概要、被害状況や震災後の復興プロセスを時系列で紹介
- ・被災から復興までの地域住民、企業、神戸市の取り組みを紹介
- ・被災した象徴的なエリアや建物の紹介をまち歩きマップとともに紹介

②まち歩きに活用できる震災関連スポット情報とマップ

- (例) ・神戸港震災メモリアルパーク
震災によって被災したメリケン波止場の一部をそのままの状態に保存し、見学可能なように整備した公園
- ・旧神戸居留地十五番街
旧居留地に唯一現存する居留地時代（1868年～1899年）の建築物が震災で全壊し、元の部材を使って復元された建築物
- ・慰霊と復興のモニュメント
震災で亡くなった犠牲者の慰霊と市民への励ましを目的として、市民の寄付で設置されたモニュメント
- ・1.17希望の灯り
犠牲者の慰霊と鎮魂を願い、被災10市10町から市民が集めた種火で灯るモニュメント
- ・人と防災未来センター
震災の経験と教訓、防災の大切さを未来と世界に伝える防災学習施設 等

③まち歩きに活用できるエリア・スポット情報とマップ

- (例) ・メリケンパーク
港町神戸ならではの雰囲気を感じられるエリア

- ・北野エリア
異人館や美術館を含む歴史ある外国人居住区。異国情緒あふれる雰囲気体験しながら異文化交流の歴史を学ぶエリア
- ・南京町
日本三大中華街のひとつで、日本と中国の交流の歴史を学べるエリア 等

④まち歩きしながら楽しめる工夫

- (例) ・まち歩きしながら震災について学ぶクイズを掲載 等

⑤事前・事後学習用ページ

- (例) ・神戸での滞在スケジュールを記入できるページ
- ・滞在中に感じたことや学びを記入できるページ 等

(2) デザイン

- ・表紙、裏表紙、まち歩きマップなど、学生にとって親しみやすいデザインとすること。
- ・スポットごとに簡単な解説と写真を掲載するとともに、必要に応じて施設の詳細がわかるページへ誘導するためのQRコード等を掲載すること
- ・印刷した場合も製本可能なデザインとすること

(3) 対象年齢

- ・教育旅行で神戸を訪れる日本国内の中学生、高校生

(4) 規格・使用

- ・A4サイズ、両面カラー、16ページ

(5) その他

- ・全体企画、取材、写真収集、デザイン、レイアウト、校正、データ納品を含む

5. 納品

- (1) 日 時：令和7年3月31日まで
- (2) 成果物：制作したパンフレット電子データ（PDF）、再編集可能なAdobe Illustratorデータ、制作に使用した写真・画像データ一式

6. 報告

- ・事業についての進捗報告は随時行うこと。
- ・事業実施後に、実施内容について資料にまとめて報告を行うこと。
- ・報告内容について、当局が不足と判断した場合には修正を指示することがある。修正後の提出も契約期間内に終わらせるようにすること。

7. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- (3) この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利含む）については、原則として当局に帰属させるものとする。
- (4) 本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。

- (5) 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（事業者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。

8. 問い合わせ先

一般財団法人神戸観光局 観光部 担当：新井・黒田

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館9階

電話：078-230-1130 電子メールアドレス：kobe_kyoiku@kcva.or.jp